告　　示

○内閣府告示第二百三十三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十四号（公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
［略］		［同上］	
防衛省防衛研究所戦史研究センター（史料室）	東京都新宿区市ヶ谷本村町五の一	防衛省防衛研究所戦史研究センター（史料室）	東京都目黒区中目黒二の二の一
［略］		［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○内閣府告示第二百三十四号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
［略］		［同上］	
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター図書室	茨城県つくば市観音台三の一の三	国立研究開発法人農業環境技術研究所図書館	茨城県つくば市観音台三の一の三
国立研究開発法人防災科学技術研究所自然災害情報室	茨城県つくば市天王台三の一	国立研究開発法人防災科学技術研究所社会防災システム研究領域アウトリーチ・国際研究推進センター自然災害情報室	茨城県つくば市天王台三の一
［略］		［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。